

令和8年度香芝市立小中学校新入生の標準服無償化事業における
指定販売店募集要領

1 目的

本事業は、新入学児童生徒がいる家庭への経済支援として、香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱に基づき、入学時における標準服購入費を無償化する事業（標準服無償化事業）に協力いただける標準服販売事業者を募集するものです。

2 指定販売店の要件

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 指定を希望する法人や個人事業者の店舗が、香芝市内に所在すること。
- (2) 補助対象者（令和8年度新入生の保護者）が標準服指定用品の購入の申込みを行った後、原則として令和8年3月31日までに当該用品を補助対象者に納品することができる体制が整備されていること。
- (3) 代理申請者（補助対象者の代わりに補助申請を行う者）としての事務を適切に実施できる者であること。
- (4) 標準服指定用品の販売価格が公正な価格であること。
- (5) 標準服指定用品の販売価格について、補助金の交付を契機とした値上げ（仕入価格の高騰その他申請者の経営努力では避けられない事由により価格転嫁を行う等の合理的な理由に基づく場合を除く。）をしていないこと。
- (6) 申請者が、香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 対象

(1) 対象学校

香芝市立小中学校

(2) 対象物品

上衣 シャツ又はブラウス（ポロシャツ） ズボン（スラックス）又はスカート 通学帽 リボン又はネクタイ 体操服

※夏服も対象です。体操服のみ購入する場合は、補助金の対象とはなりませんので、その場合は体操服の販売価格の全額の支払を受けてください。ただし、体操服以外の対象物品と体操服を合わせて購入する場合は、補助金の対象になります。

4 事業について

- (1) 事業名 「令和８年度香芝市立小中学校新入生標準服無償化事業」
- (2) 実施期間 令和７年１１月４日から令和９年３月３１日まで
- (3) 補助対象 香芝市に住所を有し、令和８年度に香芝市立小中学校に入学、転入又は編入学する児童生徒の保護者
- (4) 実施内容 保護者が標準服を指定販売店で購入する際に、「香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金交付申請等委任状兼同意書」（委任状兼同意書）を活用することで保護者の実費負担をなくします。指定販売店は、保護者から受け取った委任状兼同意書と領収書等を添えて交付申請書を香芝市に提出してください。その後、香芝市が提出書類を審査した上で、補助金の交付決定を行いますので、当該決定後に提出された請求書に基づき、指定販売店に補助金を振り込みます。
- (5) 補助金額 児童生徒１人につき次の金額が上限です。
新小学１年生：２０，０００円 新中学１年生：４０，０００円
- (6) 問合せ及び請求先 香芝市教育委員会事務局教育部学校教育課（以下「学校教育課」という。）

５ 提供までの流れ

- (1) 令和７年１２月中に香芝市から対象の家庭に標準服無償化事業の案内を送付します。
- (2) 上記(1)の案内に同封する委任状兼同意書をもって保護者が指定販売店で対象物品を購入します。
- (3) 対象物品を保護者に受け渡す際、指定販売店は、委任状兼同意書を保護者から回収してください。

※購入金額が補助金額の上限以内の場合は、委任状兼同意書だけを回収してください。購入金額が上限金額を超えた場合は、保護者から購入金額と上限金額との差額分の代金の支払を受けてください。

例 小学１年生：補助対象上限 ２０，０００円

購入金額が２１，０００円の場合は、保護者から委任状兼同意書の回収と上限金額との差額分である１，０００円の支払を受けてください。

購入金額が１８，０００円の場合（２０，０００円以下）は、保護者の負担額が全額無償になります。保護者からは委任状兼同意書のみ回収してください。

- (4) 保護者から委任状兼同意書を回収した後、委任状兼同意書は、領収書（保護者とその金額の対象物品を受け取ったことがわかるもの）と併せて交付申請書に添付して学校教育課へ提出してください。これら交付申請書類の

提出期限は、令和 8 年 3 月 3 1 日です。

※交付申請書類（交付申請を行う分の全ての委任状兼同意書と領収書）の提出後に、学校教育課から指定販売店宛てに補助金交付決定通知書を送付します。請求金額については、補助金交付決定通知書記載の交付決定額と同額を請求書に記載してください。

なお、令和 8 年 4 月以降の転入学、編入学の場合は、各学期末をめぐりに同様の書類を学校教育課へ提出してください。最終の提出期限は、令和 9 年 3 月 3 1 日とします。

- (5) 学校教育課で請求書等の提出書類を確認後、香芝市から指定販売店の指定口座へ振り込みます。

※提出書類に不備がある場合は、修正をお願いすることがあります。修正が完了するまでは、香芝市から振込みはできません。

※対象物品を購入する店舗は、保護者が任意で選択できます。指定販売店として指定された場合であっても保護者から購入依頼がない可能性があることをあらかじめ御了承ください。

6 申請期間

当初：令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から同月 2 5 日（火）まで

申込みについては、学校教育課に問い合わせてください。

※当初の募集期間内に申請いただいた事業者は、申請内容を確認した後、一斉に香芝市ホームページで公開します。

当初の募集期間以降も申請は随時受付の上、申請内容の確認後に香芝市ホームページに順次追加で公開します。

7 申請方法

「指定販売店指定申請書（第 7 号様式）」を下記「1 0 申請及び問合せ先」まで提出してください。

※提出方法は、メール、郵送又は持参のいずれの方法でも可能です。

メールの場合は、（メール件名：事業者指定）としてください。

8 指定販売店の決定

申請書の記載内容を総合的に判断して指定販売店として指定することの可否を決定し、その結果を連絡します。

9 その他留意事項

- (1) 事業者は、この事業により取得した個人情報を標準服無償化事業以外の目的で使用することはできません。事業終了後も同様です。

- (2) 補助金の対象は、対象物品に限ります。事業者は、補助金額を受け取る目的で保護者に金品、サービス券等の便宜供与を行うことはできません。
- (3) 事業者は、商品サービスの品質等に関して苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、その内容について学校教育課へ報告するものとします。なお、品質等に関する補償やクレーム対応について香芝市及び香芝市教育委員会は、一切責任を負いません。
- (4) 学校教育課は、指定販売店及び商品サービス等が要件に適合しなくなったと認める場合、申請内容に虚偽があった場合又は損害を及ぼす行為があった場合には、指定を取り消すことがあります。

10 申請及び問合せ先

香芝市教育委員会事務局学校教育課（香芝市役所本庁舎4階）

〒639-0292 香芝市本町1397番地

電話番号：0745-44-3335

FAX：0745-78-9150

メールアドレス：gakkou@city.kashiba.lg.jp

※受付時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び令和7年12月29日から令和8年1月3日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までです。